

## 一般社団法人堺市医師会 定款施行規則

### 第1章 総 則

- 第 1条 一般社団法人堺市医師会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）の施行は、一般社団法人堺市医師会定款施行規則の規定によるものとする。
- 第 2条 定款施行規則の変更は、本会理事会（以下「理事会」という。）の議を経て、定款第 59 条の規定により本会の総会の決議を得なければならない。

### 第2章 会 員

- 第 3条 定款第 7 条第 1 項により本会に入会を希望する医師は、次の事項を記載した A 会員入会・移転等申出書 2 通を本会会長に提出するものとする。
- (1) 現住所、氏名、生年月日及び性別（氏名に振りがなをつける）
  - (2) 資格（最終卒業学校又はこれに代わるもの）及び医師資格取得年月日
  - (3) 学位又は、称号及び学位取得年月日
  - (4) 医師免許証登録番号及び登録年月日
  - (5) 自己開設又は勤務の病院・診療所の名称及び所在地
  - (6) 診療（就職）開始年月日及び診療日時
  - (7) 診療科目
  - (8) 自己が病院又は診療所を有して他に勤務する場合は、勤務場所の名称及びその所在地
  - (9) 病室を有するときは、病室数及び収容定員数
  - (10) 診療従事医師並びに薬剤師の定員数
  - (11) 医師免許取得後の経歴の概要
  - (12) その他必要な事項
- 2 未入会の医療機関開設の医師が本会に A 会員として入会を希望する場合は、前項の A 会員入会・移転等申出書以外に入会嘆願書と本会 A 会員 2 人の推薦書を提出するものとする。
- 3 前記の推薦者は、本会役員との入会面談時に同席するとともに、本会運営委員会規定第 4 条の地区委員及び開設場所の半径 1 キロメートル以内にある医療機関の本会会員との面談等にも同席するものとする。
- 第 4条 定款第 7 条第 1 項により本会に入会を希望する A 会員以外の医師は、次の事項を記載した入会申込書 2 通を本会会長に提出するものとする。
- (1) 現住所、氏名、生年月日及び性別（氏名に振りがなをつける）
  - (2) 資格（最終卒業学校又はこれに代わるもの）及び医師資格取得年月日

- (3) 学位取得年月日
- (4) 医師免許証登録番号及び登録年月日
- (5) 勤務する医療機関の名称及び所在地
- (6) 自己の診療科目
- (8) 勤務する医療機関が病室を有するときは、その病床数
- (9) その他必要な事項

第 5 条 入会時には、定款第 8 条第 1 項の本会所定の入会金等を添えなければならない。ただし、入会金の分納を希望する時は、入会時に申出を行い、理事会の承認を得なければならない。

- 2 定款第 8 条第 1 項の会費は、入会後に本会からの請求により納付するものとする。
- 3 新たに入会した会員の分担する会費は、入会の日より起算する。

第 6 条 会員が、定款第 8 条第 1 項の会費納入がなされないときは、本会会長は、当該会員に対し支払を督促するものとする。

- 2 本会会長が、再三督促しても誠意を示さず、1 年以上会員たる義務を果さないと認められるときは、理事会の議を経て、定款第 13 条第 3 号の規定を適用し、会員資格を喪失させるものとする。

第 7 条 本会は、新たに入会した会員があるときは、入会手続き完了次第、遅滞無く本会所有の会員原簿に登録しなければならない。

第 8 条 入会の年月日は、入会届書記載の年月日とする。ただし、特別の事由があるときは、理事会の同意を得て、入会届書受付の年月日とすることができる。

第 9 条 会員原簿は、毎年 12 月 1 日、本会に在籍する会員に基づき調整するものとする。

第 10 条 定款第 7 条第 2 項により、本会を退会しようとするときは、次の事項を記載した退会届を本会会長に提出するものとする。

- (1) 退会者の住所氏名
- (2) 自己又は勤務の病院、診療所の名称及び所在地
- (3) その他必要な事項

- 2 会員の死亡による退会は、法定届出義務者より前項に準じ届出を受けるものとする。ただし、特別の事由がある場合には、理事会の認定により退会手続きを行

うことができる。

第11条 退会の年月日は、退会届受理の年月日とする。ただし会員の死亡による場合は、死亡の年月日とすることができる。

第12条 退会又は死亡した会員が、既に本会に支払った会費、負担金及び寄附金等は一切返還しない。

第13条 定款施行規則第3条の届出事項に異動を生じたときは、次の事項を記載した異動報告書2通を、本会会長に提出するものとする。

- (1) 届出人の住所氏名
- (2) 異動を生じた事項（新旧又は前後に区別して明確に記載すること）
- (3) 異動を生じた年月日
- (4) その他必要な事項

第14条 会員が、定款第12条第1項各号に違反したと認められるときは、本会会長は、当該会員に対し注意を与えて自粛自戒を促すことができる。

- 2 本会会長が、再三注意を促しても、尚、改悛の事実が認められないときは、理事会の議を経て定款第39条の裁定委員会に付さなければならない。

第15条 定款第12条により会員を戒告又は除名したときは、その氏名及び事由の概要を、大阪府医師会（以下「府医師会」という。）並びに本会会員に通告する。

- 2 戒告又は除名された者が、改悛の情が顕著で、当該会員若しくは会員であった者から処分解除の申告があったときは、定款第39条の裁定委員会の議を経て、社員総会の決議によりその処分を解除することができる。この場合も前項に準じて府医師会並びに本会会員に処分の解除を通告する。

第16条 会員の吉凶に対して、本会は、慶弔の誠意を披瀝するものとする。その取扱手続は、本会慶弔規定による。

第17条 本会に名誉会員制を設けることができる。

第18条 本会会員として20年以上在籍し、かつ満年齢83才に達している者は、本人の申請により、本会会長の承認を得たうえで、理事会の議決を経て、本会会費の免除を受けることができる。

ただし、満年齢83歳に達しても在籍年数が20年に達しない会員は、在籍20年に達するまで会費を納入しなければならない。

- 2 本会会員のうち女性会員が出産した場合は、申請により出産した年度の翌1年間は、会費の免除を受けることができる。

### 第3章 役員その他の機関

第19条 定款第23条に掲げる役員の数、次のとおりとする。

- 会 長 1人
- 副会長 3人
- 理 事 20人（会長及び副会長を除く）
- 監 事 2人

2 会長及び副会長は、いずれも理事とし、理事会の会員数は、計24人とする。但し、立候補者数の不足、当選者数の不足により24人に満たない場合は20人まで許容される。

第20条 定款第25条による監事の職務は、特に会計の監査を厳にし、決算書その他重要な会計書類には、監査の都度、署名及び押印しなければならない。

- 2 監事は、定款第38条による理事会の議事録に署名・押印しなければならない。

第21条 監事は、必要があると認めるときは、金銭出納を立証するに足る証憑書類物件等の提示を理事会に求めることができる。

第22条 新旧役員交替の場合には、責任をもって事務引継ぎを行わなければならない。

第23条 役員が辞表を提出したときは、本会会長がこれを預かり理事会の議を経て、その採否を決するものとする。但し、本会会長の辞表は、本会副会長がこれを預かる。

- 2 前項による解任及び解任に伴う補欠の役員選任については、定款第28条により、選任するものとする。

第24条 役員が、法令、定款若しくは社員総会の決議に違反し、又は役員たる品位を著しく毀損したときは、本会会長は、理事会にはかり裁定委員会の決議を経て、定款第19条の規定による社員総会の決議によって、その役員を解任することができる。

- 2 解任された役員の補欠役員の選任は、定款第28条により、選任するものとする。

る。

第25条 議長の辞表は副議長、副議長の辞表は議長を経て、本会会長がこれを預かり、理事会の議を経て社員総会に提出し会員の表決によって、その採否を決する。

2 前項の議長、副議長の辞任が求められた時は、定款第18条により後任の議長又は副議長を選任しなければならない。

3 辞表を提出した役員並びに議長若しくは副議長は、採否を決する理事会または社員総会において意見を述べることができる。

第26条 前条第2項により、議長又は副議長の後任者選任については、次のとおりとする。

(1) 社員総会の議長、副議長ともに事故があるときは、社員総会に出席の会員の  
中から当日の仮議長を選出して議事を進行させる。

(2) 仮議長選出の場合には、会長が議長の職務を行う。

(3) 議長、副議長ともに欠けたときは、仮議長の下で議長、副議長の選出を行わなければならない。

#### 第4章 役員その他の選挙

第27条 次の本会の総会の決議は、選挙によるものとする。

(1) 定款第16条第2項、第18条による議長及び副議長

(2) 定款第19条第1項第4号、第27条第1項及び第28条第1項の理事及び監事の  
選任

(3) 定款第19条第1項第5号、第27条1項の会長、副会長の選定

(4) 定款第19条第1項第9号の大阪府医師会代議員及び予備代議員の選出

(5) 定款第40条第1項の裁定委員の選任

2 選挙に関して必要な事項は、本会の総会の決議を経て、別に定める。

#### 第5章 会 議

第28条 定款第15条第2項の定時社員総会は、事業報告、決算、及び決算書類の関係上、毎年6月に開催するのを原則とする。但し、諸般の事情により、定時社員総会の開催時期を多少は変更することができる。

第28条の2 社員総会にて権利を行使できるのは、当該社員総会の時点で本会会員であって、当該社員総会前々月末日の会員原簿に登録されている会員に限るものとする。

第29条 社員総会の議長は、会議を総理し、議場の秩序を維持し、議事を円滑に運営し、

あくまで公平無私でなければならない。

- 2 議長は、社員総会の開会后、直ちに出席会員中から、会議録署名者2名を指名するものとする。
- 3 会議録には、本会会長、議長及び当日指名した会議録署名者2名が署名捺印しなければならない。
- 4 定款第38条の議事録の署名・押印について、全監事が理事会を欠席する場合は、議長は、監事に代わり社員総会の議長、副議長を議事録署名人に指名するものとする。

第30条 理事会の議長は、会長がこれを務める。

- 2 定款第46条により設置された委員会の議長は、委員長がこれを務める。

## 第6章 裁定委員会

第31条 裁定委員会の裁定は、定款第43条及び第44条の定めによるもののほか、本会裁定委員会規定による。

## 第7章 会計

第32条 定款第19条第2項の規定にかかる新年度事業計画書及び収支予算書を年度開始前に社員総会に報告することができないときは、当該年度の第1回社員総会において承認を得るまでの間は、前年度予算を踏襲するものとする。

## 附 則

1. 本規則は、平成25年4月1日より本規則を施行する。
2. 本規則の施行日前までに執行された事務処理は、本規則に基づき施行されたものとする。
3. 平成29年3月25日一部改正。
4. 平成31年3月23日一部改正。